

企業の知財収益向上に向けた知財ファンドの活用可能性について

川 上 敏 寛*

抄 録 我が国企業は、知財を活用して収益を確保し、その収益をさらなる技術開発に回してイノベーションにつなげていくというイノベーションサイクルが確立できておらず、研究開発投資が十分に回収できていないことが窺える。こうした中、大企業等においては、製造・販売から撤退した分野等における知財の活用を図っていききたいというニーズがある一方で、そうした知財の流通・活用が進んでいくための環境が整っていない現状がある。今般、産業革新機構が支援を決定した知財ファンドであるIP Bridgeは、企業が安心して知財を切り出し、譲渡することができる受け皿としての役割が期待される。

目 次

1. はじめに
2. 知財ファンドが求められる背景
3. IP Bridgeの事業概要
4. おわりに

1. はじめに

世界中でプロパテントの時代と言われるようになってから久しい。我が国においても、今世紀に入ってから知的財産基本法が制定され、知的財産高等裁判所が設立されるなど、知財活用を巡る環境は整備されてきており、企業の知財管理に対する意識は相当な変化を見せてきている。

他方、我が国企業が知財を活用して収益拡大につなげる方向に向かっているかといえば、必ずしもそうはなっていないのが現状である。我が国のものづくり企業、とりわけエレクトロニクスの分野では、知財はクロスライセンス等を通じて、自社製品を製造・販売する上での支障を取り除くことが第一の主眼にある。パテントプールなどを通じて知財を収益につなげている

企業も存在しているものの、積極的なライセンス活動を通じて知財から直接収益を上げるところまでは至っていない。

特許庁の調査によれば、我が国企業のライセンス供与に対するスタンスについて見ると、欧米企業は特許でライセンス供与する意志があり、その促進活動を行っているのに対し、我が国企業はライセンス供与の意志はあるものの、その促進活動を行わない傾向が強いという結果が出ている¹⁾。

もちろん、自社の知財で守られた技術に基づく製品の製造・販売から大きな収益をあげることができるうちは、製造設備に大規模な投資を行い製造・販売を行うことが企業収益につながっているため、知財は一步引いたところで事業活動を支えるというスタンスで何ら問題はないだろう。しかしながら、近年の我が国のものづくりがますますグローバルなコスト競争に巻き込まれていくとともに、製品のライフサイクル寿命も短期化している中、製品が一旦コモディテ

* 経済産業省経済産業政策局 知的財産政策室長
Toshihiro KAWAKAMI

イ化してしまえば、製造・販売を通じて大きな収益をあげることを期待するのは困難になる²⁾。せっかく大規模な投資をして製造拠点を整備しても、粗利益はあつという間に下がっていき、あとは大規模な投資に伴う重い債務負担に苦しめられるといった状況こそ、近年のエレクトロニクス分野の一部の企業が置かれている現状である。

こうした状況の中で、我が国企業は、もっと知財活用そのものから稼ぐという意識を高めていってもよいのではないかと思われる。知財ライセンスをうまく活用すれば、日本企業はもっと収益を高めることができるだろう³⁾。

日本企業が研究開発投資を収益にうまく結びつけられていないことは、データで確認することができる。過去における研究開発費の大きさに対応して付加価値額がどの程度となったかを調べた「研究開発効率」という指標に基づけば、我が国の研究開発効率はすう勢的に低下しており、最近では主要国の中でも低い水準にあるとの結果が出ている⁴⁾。このことは、知財から回収された収益を更なる研究開発等に回していくことによって更なる収益につなげていくというイノベーションサイクルを我が国企業が確立できていないことを示唆している。

確かに、技術貿易収支を見ると、我が国は黒字となっており、国際収支が悪化する中で我が国企業は外国企業に対して一定のライセンス収入をあげていることがわかる。しかしながら、欧米との比較で見ると、技術輸出額の規模やその伸びは大きく見劣りするものであり、諸外国と比べて日本企業が知財ライセンスをうまく収益に結び付けているとは言い難い状況である。

ヘンリー・チェスブロウは「知的財産ライフサイクル・モデル」を提唱し、イノベーションには初期段階、成長段階、成熟段階、衰退段階の4段階があり、知財の管理もそれがカバーするテクノロジー・ライフサイクルの各段階に適

合させるべきであると述べた上で、衰退期における機敏な知財管理こそが重要であると指摘している⁵⁾。技術の初期・成長段階においては、自ら製造・販売することによって得られるメリットは大きいものの、技術が成熟・陳腐化していく中で、製品がグローバルなコスト競争に巻き込まれていき、製造・販売自体から大きな収益を得ることは次第に難しくなっていくが、こうした段階においてこそ、知財からの収益が期待できる。さらに、この段階において企業がある分野の製品の製造・販売から撤退した場合には、もはや当該分野の自社の製品に対して他社から侵害を主張されるリスクはなくなっているわけであり、知財の交渉に関してはむしろ有利な立場がもたらされているとも言える。

これまで幅広い分野において事業を展開してきた我が国のエレクトロニクス産業は、今事業の再編が急務の課題となっているが、こうした時期においてこそ、大きな収益源としての知財の可能性はむしろ高まってくる。そして、こうした知財活用の流れをバックアップするツールとして、今回産業革新機構が支援を決めたIP Bridgeのビジネスモデルが注目されることについて述べていきたい。

2. 知財ファンドが求められる背景

先に述べたとおり、近年、我が国のエレクトロニクス産業を中心に、ものづくり企業が苦境に追い込まれ、事業分野の見直しを迫られている状況が見られるが、こうした中、企業は製造・販売から撤退するケースも増えている。こうした撤退した分野には依然として知財や技術者も残っていることもあり、企業としてはこうした知財・人材をどのように活用するかが大きな課題となってくる。

もちろん、その企業が自らこうした知財や人材を活用して、積極的なライセンス活動を通じて収益につなげることができれば、それに越し

たことはない。もはや製造から利益が生まれにくくなっていく場合、製造から撤退してライセンスに特化することによって、むしろ収益を向上させられるかもしれない。あるいは、これまで考えられていなかった分野の事業と結びつけることで、新しい知財活用の可能性が開けてくることも考えられるだろう。

しかしながら、こうした積極的なライセンス活動をもつくり企業が自ら展開することはなかなか容易ではない場合も多い。そこにはいくつかの障壁がある。例えば、多くのものづくり企業は、知財部門を、自社製造を支える裏方のセクターと捉える傾向が強かったため、積極的なライセンス活動を展開してライセンス収益をあげるためのノウハウが蓄積されていないという面もある。

また、自社保有のまま特許侵害企業に対してライセンス交渉を行ったり、あるいは提訴に及んだりすると、自社製造を行っている他の分野で思わぬ仕返しを受けるリスクがあり、自社の安定した製造に影響を与えるおそれがある。このことが、企業の積極的なライセンス活動を躊躇させる大きな心理的要因となっている。

さらに、エレクトロニクス分野の企業の特許が必要以上にクロスライセンス等によってがんじがらめになってしまっているという問題も存在する。例えば、ある製品を製造する上で必須の部品やソフトウェアを握っている企業があるとする。その企業はそうした必須の部品やソフトウェアを提供する見返りとして、その分野に属する全ての特許のライセンスを要求してくるかもしれない、さらには保有特許に係る権利行使を思いとどめることさえも要求し、保有特許が無力化されてしまうおそれもある。自社で特許を保有している限りにおいては、こうした要求を拒むことは難しく、アンバランスな要求を呑まざるを得ないことになる。こうした特許は、個別にライセンスすることができれば更なる収益拡大につながる可能性があるにもかかわらず、クロスライセンス等の中に埋もれてしまい、十分な価値創造につながっていないと言える。

こうした懸念は、知財を企業の外に切り出し、ライセンスに関するノウハウを有する主体に譲渡することによって、解消される可能性がある(図1参照)。活用されていない知財を収益向上につなげたいという潜在的な企業ニーズが存在

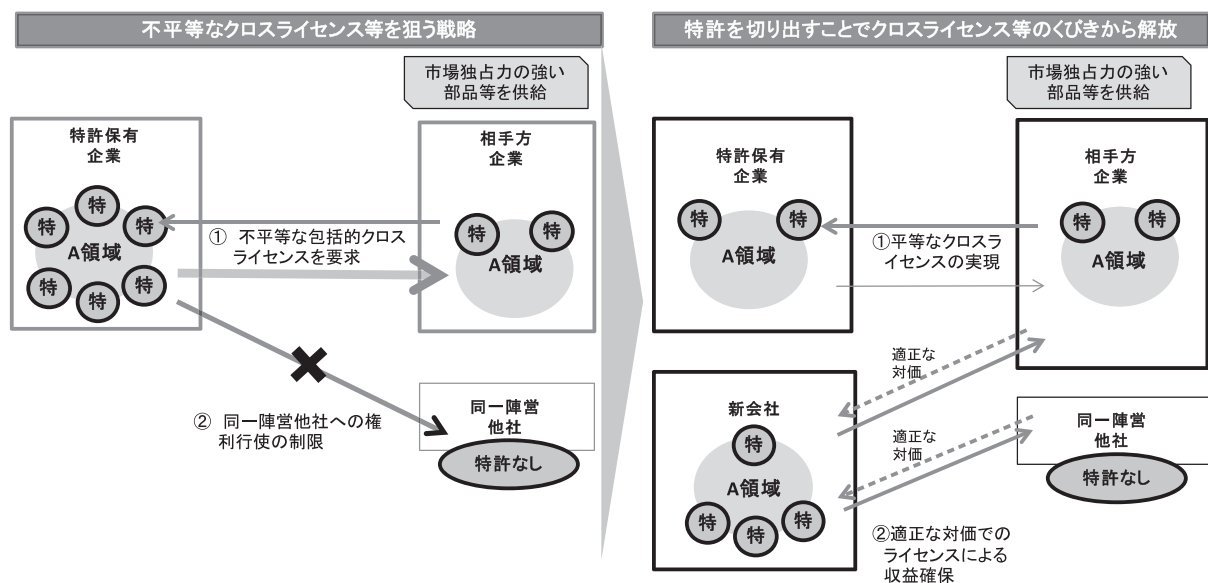


図1 不平等なクロスライセンス等の是正

していると考えられる中、ライセンスに関する高いノウハウを持ち、かつ自社で製造を行っていない企業にライセンス活動を委ね、そこから得られた収益の一部をシェアすることができれば、知財をもっと高い収益につなげることができるかもしれない。

図2に示すように、知財の切出しや譲渡が進めば、業界全体の事業再編が進むきっかけになることも考えられる。知財の棚卸し・切出しの過程を通じて、企業は自社の業務のカバー範囲を改めて考え直すきっかけになるだろう。そして、製造・販売から撤退する部門において、知財ライセンス等を通じて得られた収益は、今後重点シフトしていく分野への研究開発等の投資に回すことができるだろう。

このように、多くの企業にとって知財を切り出して譲渡するニーズがあるにもかかわらず、現在の知財ビジネス市場を見てみると、なかなか安心して自社の知財を切り出して委ねることができる主体が見つからないのが現状である。自社で事業実施している企業にとって何よりやっかいなのは、いわゆるパテントトロールと呼ばれる特許管理会社から攻撃を受けることであ

る。パテントトロールは他社から特許を買い取り、その特許に基づき、大した根拠がないにもかかわらず、闇雲に訴訟という手段をちらつかせることによって事業実施企業を攻撃し、和解に持ち込んで多額の資金を手にしようという思惑を持っているやっかいな存在である。とりわけ米国においてパテントトロール問題は大きな社会問題となっており、オバマ政権も本年6月にパテントトロール対策を打ち出している⁶⁾。こうしたパテントトロールのような主体に有望な特許が渡ることは、事業実施企業にとっては極めて大きな問題である。このため、パテントトロールに転売され、他の日本企業が攻撃されるリスクをおそれ、企業はなかなか自社の特許を手放そうとすることができないのが実態である。

こうした状況の中、産業革新機構が支援する形で設立された民間の知財ファンドIP Bridgeは、企業が安心して特許を切り出し、譲渡することができる受け皿としての役割が期待される。産業革新機構という公的な主体が運営に関わることによって、我が国企業を闇雲に訴えたりするリスクはなくなるし、また、譲渡された

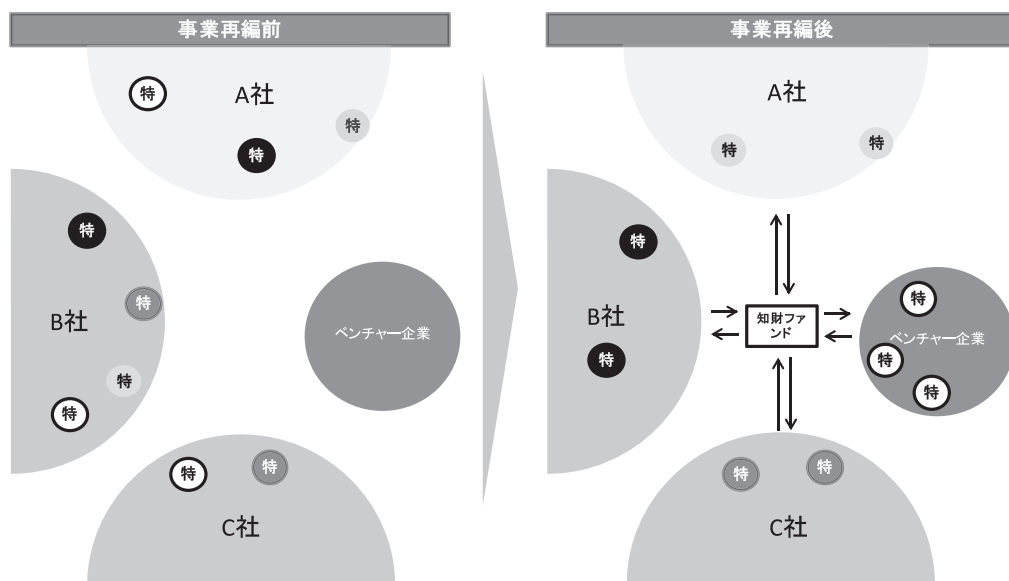


図2 知財の棚卸し・切出しを通じた事業再編の促進

特許がパテントトロールに転売されるリスクもなくなる。

なお、こうした知財ファンドは、図3に示すように、撤退した分野における知財の活用スキルに長けた技術者等の人材がプールされる受け皿になる可能性がある。技術者に新たな活躍の場を提供することを通じて、大企業の技術者人材の海外への流出防止につながることも期待される。

知財ファンドは全世界に数多く存在するが⁷⁾、中には政府などの公的機関が関与している知財ファンドも存在する。国内の例でいえば、同じく産業革新機構が支援するLsipが2010年に設立されている。このファンドはライフサイエンス分野に係る特許を大学や研究機関から購入し、これを集約してベンチャー企業等にライセンス等を行うことで有効活用を図っていこうというものである。今回のIP Bridgeとは想定されている活動分野は異なるものの、十分に活用されていない知財からの収益拡大を目指す点において同様のコンセプトを有するファンドである。

諸外国を見ても、公的な機関が関与する知財ファンドが見られる。フランスでは、企業、大学、研究所などが保有する特許を集め、ライセ

ンス収入を得ることを目的として、政府と政府系金融機関がそれぞれ半分ずつ出資して2010年に設立されたFrance Brevetsという知財ファンドが存在する。また、韓国でも、同じく企業、大学、研究所などが保有する特許を集め、海外の特許管理会社から韓国企業を防御することを目的に政府が関与して2010年に設立されたIntellectual Discoveryという知財ファンドが活動しており、近年は海外企業からのライセンス収益を積極的に狙う方向にシフトしているようである⁸⁾。

3. IP Bridgeの事業概要

IP Bridgeは企業から事業化されていない特許の提供を受け、そのライセンス活動等を通じて、収益の確保を目指している（図4参照）。

当初は電機産業における活動が想定され、順次他の産業分野に拡大していくことが見込まれている。ファンドの運営には産業革新機構が関与しており、独立性・中立性が確保された事業運営が行われることになる。

IP Bridgeは、日本企業が保有する未活用特許を集約し、1) オープンイノベーションによる新規事業化支援、事業化に必要な特許・ノウ

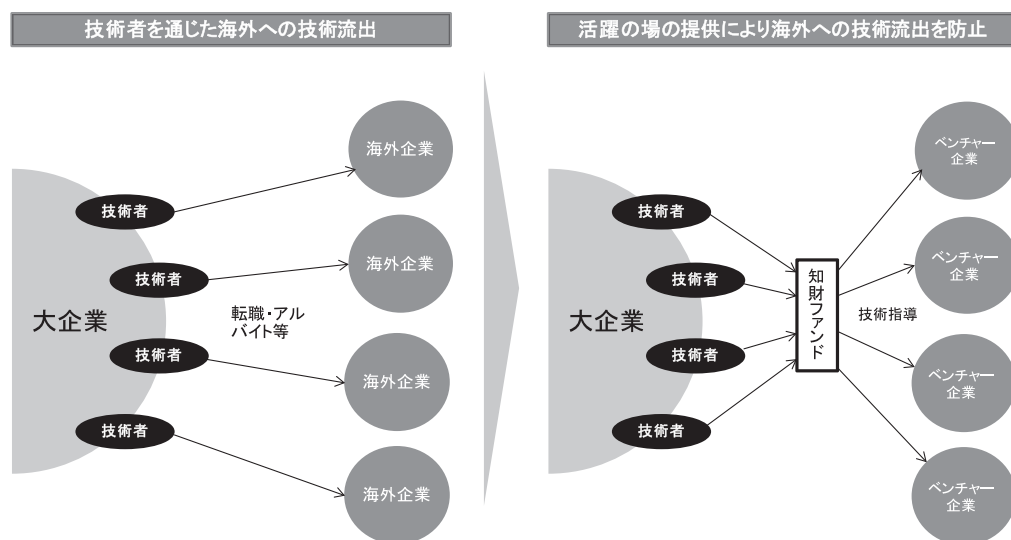
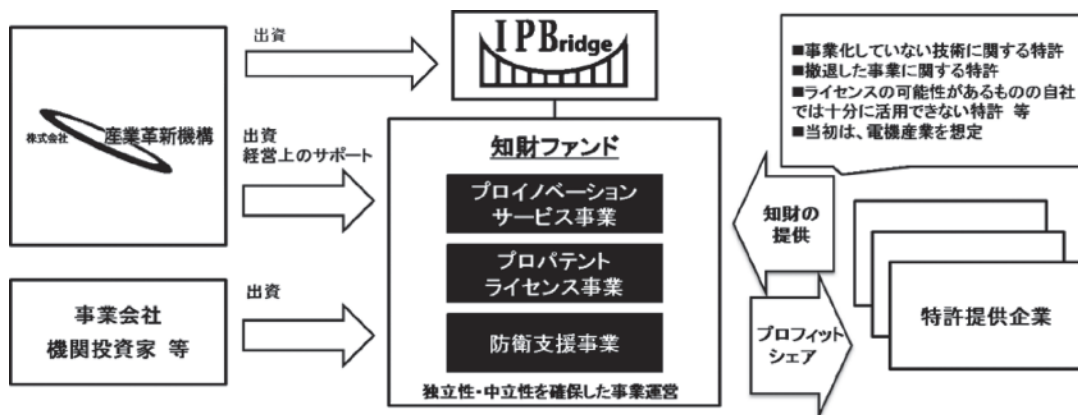


図3 技術者の活躍の場を提供



出典：株式会社産業革新機構公表資料

図4 株式会社IP Bridgeのスキーム図

ハウを纏めて提供するワンストップライセンス，2) 調達した特許に関するライセンスプログラムの設定及び運用を行うプロパテントライセンス事業，3) 企業が訴訟を受けた場合の支援を行う防衛支援事業の3つを柱とする事業を展開する。

とりわけIP Bridgeの事業成果として期待されるのが，ベンチャー企業の支援である。譲渡された特許を集約化し，ベンチャー企業支援における活用を目指すこととしている。大企業にとっては期待される市場規模が小さいことから製品化までこぎ着けることができないような技術であったとしても，ベンチャー企業にとって

は魅力的な技術であるようなケースも考えられるが，関連する特許が複数の企業間に分散して保有されていると，ライセンスを受ける側にとっては交渉相手が多岐にわたり，事業開始当初における交渉に大きなコストがかかってしまうことになる。多くの企業の特許が複雑に入り組んだ「特許の藪」と言われる分野においては，こうしたライセンス交渉にかかるコストは特に顕著である。こうした特許を集約して提供することができれば，ベンチャー企業にとっては大きな負担軽減につながる。

図5に示すように，IP Bridgeは，ベンチャー企業に対して単に特許をライセンスするだけ

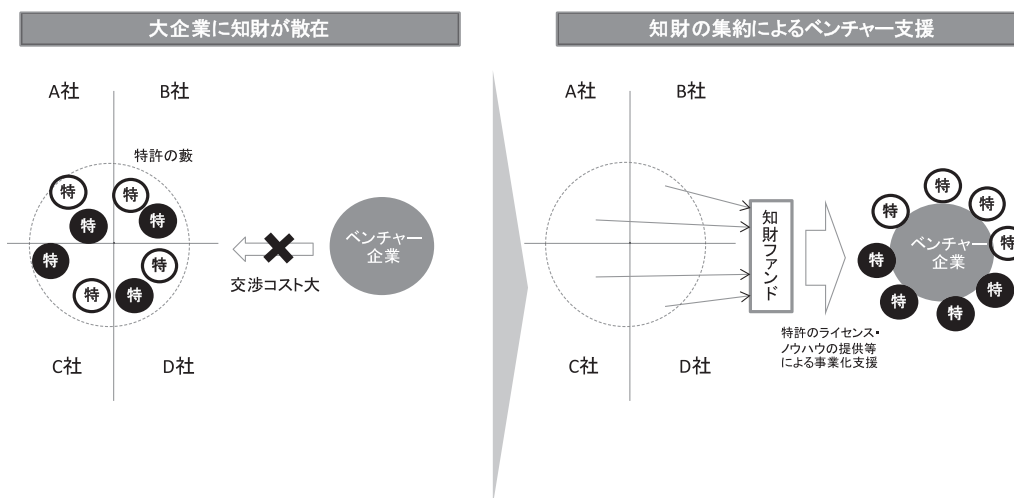


図5 知財の集約を通じたベンチャー支援

ではなく、関連するノウハウを含めて提供することにより、特許提供企業の技術者とともに事業化を支援することとしている。知財に係る技術をこれまで考えられていなかった他分野の事業へと結びつけ、新たな事業展開につなげていく役割も期待される。

IP Bridgeは、ベンチャー企業以外に対してもライセンス活動を行う。保有する特許を侵害している企業があれば、あくまで適切な方法によってライセンス交渉を行い、妥当なライセンス収入の確保を目指すことになる。

4. おわりに

このように、今回、産業革新機構が支援する民間の知財ファンドの創設は、我が国企業の収益向上に向け大きな役割を果たすことが期待される。

欧米企業の中には、製品のデザインや設計・コア技術については特許やノウハウでしっかりと守りつつ、コスト競争の激しい製品の製造プロセスについてはアジア企業に外部委託することで、高い収益率につなげているケースも見られるようになってきている。

日本企業の中にも、自ら製造設備を持たずに、強みである設計等に特化したファブレスと呼ばれる形態の企業が現れてきているが、高い技術力を知財によって押さえている日本企業にとっては、競争の激しい製造プロセスから脱却した方が高い収益をもたらす可能性がある分野も存在するだろう⁹⁾。

知財ファンドに切り出されることが期待される特許も、もはや自社製造では高い収益につなげるのが困難だと考えられる分野である。今回、知財ファンドがこうした特許の活用により大きな収益につなげることができれば、これからの日本のものづくり企業の在り方や方向性に一つの選択肢を提供することになるかもしれない。

他方、産業革新機構のような公的機関が関与する知財ファンドであれば、公正中立性を保つ観点からは問題ないものの、すべての知財ファンドに公的な関与がなされるわけではない。産業革新機構の知財ファンドへの関与についても永続的なものではなく、産業革新機構の持ち分はいずれ民間に移転されることになる。

幸いなことに、我が国国内の訴訟においては、いわゆるパテントトロール的な態様で訴訟をふっかける主体は今のところあまり見られないものの、パテントトロールか否かの境目は曖昧な面もあり、健全なライセンス交渉を心がけている主体であっても、事業実施主体でないことをもってパテントトロールと同一視されてしまうこととなれば、今後我が国企業が知財の積極的な活用を図っていく上で妨げとなりかねない。

今後、長期的なリターンを見据えて活動する健全な知財ファンドが育成され、我が国企業が知財ファンドを活用しやすい環境が整備されていくことが、我が国企業の有する知財のより積極的な活用にとって一つの鍵になると思われる。

(なお、本稿の内容は筆者個人の見解であり、必ずしも所属する組織の見解ではないことを申し添える。)

注 記

- 1) 特許庁平成24年度知的財産国際権利化戦略事業報告書p.53
- 2) 2013年版ものづくり白書p.86においては、我が国企業は製品寿命の短命化に伴い、採算確保が困難になりつつあり、とりわけ電気機械では約4割の企業が投下資本の回収さえできない状況にあることが指摘されている。
- 3) 2013年版ものづくり白書p.72においても「我が国企業は、他国の企業と比較して、取得した特許権をより一層活用して収益として回収し、その収益をさらなる技術開発に活用していく「イノベーションサイクル」を強化する動きが不十分である。」との指摘がなされている。

- 4) 平成23年度年次経済財政報告pp.177-178
- 5) ヘンリー・チェスブロウ『オープンビジネスモデル 知財競争時代のイノベーション』翔泳社(2007)
- 6) オバマ政権は2013年6月4日に7つの立法勧告と5つの大統領アクションを発表し、悪質な訴訟に関しては敗訴側に勝訴側の弁護士費用の負担を命じる裁量権を拡大する等の提言が盛り込まれている。
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/04/fact-sheet-white-house-task-force-high-tech-patent-issues> (参照日2013年8月13日)
- 7) 平成24年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「金融機関等から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究」においては、海外における知財ファンドは(1)特許訴訟攻撃型ファンド、(2)特許訴訟防御型ファンド、(3)特許ポートフォリオ型ファンド、(4)知財インキュベーション型ファンドの4つに大きく分類されている。なお、IP Bridgeは(3)特許ポートフォリオ型ファンドと(4)知財インキュベーション型ファンドの混合した形態と考えられる。
- 8) JETROseoul知的財産チームのウェブサイト上のニュース記事「ID, 攻めの特許BM構築へ」(2012.11.27) 参照。
- 9) 2013年版ものづくり白書p.162では、コモディティ化が進んだ分野では、製造コストの削減や設備投資回収のリスクヘッジの観点から「生産委託」などの外部資源の活用が有効であり、我が国企業も戦略的に外部経営資源を有効活用することが重要であると指摘されている。

(原稿受領日 2013年8月13日)

